

明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「明日香村空き家等活用バンク制度要綱（平成21年4月制定）」（以下「バンク制度要綱」という。）第5条に規定する空き家等登録者（以下「空き家等登録者」という。）またはバンク制度要綱第9条に規定する利用登録者のうち売買または貸借の契約を行った者（以下「利用者」という。）が、空き家等のリフォーム工事を行う場合に、その経費の一部に対し明日香村空き家等活用バンクリフォーム補助金（以下「リフォーム補助金」という。）を交付するにあたり、明日香村補助金等交付要綱（平成16年4月1日要綱第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家とは、バンク制度要綱第2条第1号に規定する空き家のうち、同条第4号に規定する空き家バンクに登録された物件をいう。
- (2) 世帯とは、居住と生計を共にする社会生活上の単位をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、リフォームの対象となる空き家1件につき、空き家登録者または利用者のいずれか1名とし、当該補助金申請日の属する年度の前年度において、納付すべき村税のほか公共料金等の滞納がない者とする。

- 2 前項の補助対象者のうち、利用者はリフォーム補助金の申請日において、世帯を構成する全員が対象の空き家に転居し、またはリフォーム工事完了後速やかに転居する見込みである世帯に所属していることを要する。
- 3 前項に定める者のほか、村長が特別に認めた者について、補助対象者とすることができる。

(補助対象事業と施工業者)

第4条 リフォーム補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家の機能の維持及び向上のため、原則として空き家の売買または貸借の契約締結後1年以内に着工するもので、別表に掲げる工事に要する経費とする。

(リフォーム補助金の額)

第5条 リフォーム補助金の額は、前条第1項に規定する補助対象事業に要した経費の総額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、200万円を限度とする。

- 2 リフォーム補助金の交付は、空き家1件に対して原則として1回を限度とする。

(リフォーム補助金の交付申請)

第6条 補助対象者による申請は、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金誓約書(様式第2号)
- (2) 利用者が帰属する世帯全員の住民票(従前の住所地及び転居日が記載されたものの。)
- (3) 申請日の属する年度の前年度分の村税等に滞納がないことを証する書類
- (4) 空き家の売買または貸借の契約書の写し
- (5) リフォーム工事の見積書(工事箇所及び内容の詳細が記載されているもの。)
- (6) 工事施工前の現場写真

2 第3条第2項後段の利用者は、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金転居誓約書(様式第3号)をもって、前項第2号に規定する住民票に代えることができるものとする。この場合において、第11条に規定する明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事实績報告書を提出する時点で、対象の空き家への転居が完了していることを必要とし、同実績報告書に前項第2号の規定による書類を添付しなければならない。

(リフォーム補助金の交付決定)

第7条 村長は前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、リフォーム補助金の交付の可否及び金額を決定し、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付決定(変更)通知書(様式第4号)または明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金不交付(中止・廃止)決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項のリフォーム補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(リフォーム補助金交付申請書の内容変更の届出)

第8条 前条に規定する明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付決定(変更)通知書により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が第6条第1項の規定による申請の内容の変更をするときは、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金変更届出書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、その補助事業について中止または廃止する場合は、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金中止申請書(様式第7号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 村長は、前2項の変更等申請内容を審査した結果、すでに決定した補助金の額に変更等が生じたときは、前条の規定を準用し、交付決定者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 交付決定者は、リフォーム補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第10条 村長は、交付決定者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付決定の全部または一部を取り消したうえ、補助金の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請または不正の行為により、リフォーム補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定者が利用者である場合において、空き家への転居日から5年を経過することなく村外へ住所を移動したとき。
- (3) 交付決定者が空き家等登録者である場合において、空き家への転居日から5年を経過することなく空き家等登録者が利用者に対して空き家の利用を中止したとき。
- (4) 交付決定の内容またはこの要綱に違反したとき。

(リフォーム工事実績報告書の提出)

第11条 交付決定者はリフォーム補助金に係る工事が完了したときは、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに村長に報告しなければならない。

- (1) 工事に要した経費の内訳が確認できる書類(請求書等)及び領収書の写し
- (2) 工事施工後の現場写真
- (3) 空き家に入居した世帯全員の住民票(明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付申請書を提出後に転居した場合のみ。)

(リフォーム補助金交付額の確定)

第12条 村長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、リフォーム補助金の額を確定し、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 交付決定者は前条の明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金確定通知書を受けたときは、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金請求書(様式第10号)によりリフォーム補助金の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第14条 村長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかにリフォーム補助金を交付するものとする。

(他法令との関係)

第15条 明日香村古民家等基盤整備補助金交付要綱（平成27年4月制定）に基づく補助金を受給した者または、明日香村地域経済循環創造事業交付金事業補助金交付要綱に基づく補助金を受給した者は、第3条の補助対象者から除く。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 この要綱は、施行日以降に締結したリフォーム工事に適用し、平成28年3月31日以前に締結したリフォーム工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

リフォーム工事の対象経費

建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び付帯設備の修繕工事、模様替え工事及び増改築工事とする。 （当該工事施工業者が請け負う電気設備及び給排水設備等の工事と不要物の解体・撤去を含む。） ただし、造成工事、造園工事、外構工事、カーテン工事、等はリフォーム工事の対象経費に含まない。	工事種別	工事内容の範囲
	修繕	・ 内壁、床及び天井の補修、畳の表替え ・ 玄関等出入り口の補修 ・ 風呂釜、給湯器の修繕または交換 ・ 台所、風呂、便所等の改善
	模様替え	・ 内壁、床及び天井の張替え・塗り替え ・ 建具の取り替え ・ 玄関等出入り口の付け替え ・ 間取り替え
	その他	不要物の解体・撤去